

利用料金， 減免区分一覧

【利用料金】

利用区分		平日のみ		平日＋土曜		長期休業中 (8月のみ) (一律)	
		午後5時まで	午後6時30分まで	午後5時まで	午後6時30分まで		
基本額	1人目	9,000円	11,000円	11,000円	12,000円	13,000円	
	2人目	4,500円	5,500円	5,500円	6,000円	6,500円	
	3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円	
減免区分 (減免後の額)	① 全員	0円	0円	0円	0円	0円	
	②	1人目	1,600円	1,700円	1,600円	1,700円	1,700円
		2人目	800円	900円	800円	900円	900円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
	③	1人目	3,000円	3,200円	3,000円	3,200円	3,200円
		2人目	1,500円	1,600円	1,500円	1,600円	1,600円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
	④	1人目	5,000円	6,000円	6,000円	6,500円	7,000円
		2人目	2,500円	3,000円	3,000円	3,300円	3,500円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円

【減免区分】

	条件	挙証資料 (資料は全て写しで可)	※1 更新月
減免区分 ①	・ 生活保護法による保護を受けている世帯	・ 生活保護受給証明書	変更があった月
	・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	・ 中国残留邦人支援給付受給証明書	変更があった月
	・ 市府民税非課税世帯(減免区分②)に該当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある方がいる世帯	・ 市府民税課税証明書 ・ ひとり親世帯又は世帯内に障害のある方がいることがわかる書類(※)2	6月
減免区分 ②	・ 市府民税を課されている者の属していない世帯	・ 市府民税課税証明書	6月
	・ 市府民税均等割のみ課税世帯	・ 市府民税課税証明書	6月
減免区分 ③	・ 市府民税のみを課されている者の属している世帯	・ 市府民税課税証明書 ・ 源泉徴収票又は確定申告書の写し	6月
減免区分 ④	・ 就学援助を受けている世帯	・ 就学援助受給証明	8月
	・ ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯	・ ひとり親家庭等医療費受給者証	8月

※1 更新月

再度、挙証資料の提出が必要です。市府民税課税証明書については、最新の年度の全項目証明を提出してください。6月以降は令和5年度の課税証明書が発行されます。

※2 確認が必要な挙証資料

【ひとり親世帯】・ 児童扶養手当受給通知又はひとり親家庭等医療費受給者証

・ 離婚調停中等のやむを得ない理由により挙証資料を提出できない場合は、その状況を施設へお申し出ください。

【障害のある方がいる世帯】 身体障害者手帳，精神障害者手帳，療育手帳，障害年金手帳，特別児童扶養手当受給通知